

リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度		・	・	・	・	当期分	計
リース譲渡の対価の額	1	/	/	/	/	円	/
リース譲渡の原価の額	2	/	/	/	/		/
収益の額の計算	利息相当額 (1) - (2) × $\frac{20}{100}$	3	/	/	/		円
	利息相当額の前期からの繰越額 (前期の(6))	4	円	円	円	円	/
	当期に帰せられる利息相当額	5					
	利息相当額の翌期への繰越額 (3) 又は (4) - (5)	6					
	当期のリース譲渡に係る元本相当額 (1) - (3)	7	/	/	/	/	
	元本相当額の前期からの繰越額 (前期の(10))	8					/
	当期に帰せられる元本相当額	9					
	元本相当額の翌期への繰越額 (7) 又は (8) - (9)	10					
	当期益金算入額 (5) + (9)	11					
	当期の損益計算書に計上されたリース譲渡に係る収益の額	12	/	/	/	/	
益金算入不足(超過)額 (11) - (12)	13	/	/	/	/		/
費用の額の計算	当期のリース譲渡に係る原価の額 (2)	14	/	/	/	/	
	原価の額の前期からの繰越額 (前期の(17))	15					/
	当期に帰せられる原価の額	16					
	原価の額の翌期への繰越額 (14) 又は (15) - (16)	17					
	当期損金算入額 (16)	18					
当期の損益計算書に計上されたリース譲渡に係る費用の額	19	/	/	/	/		/
損金算入不足(超過)額 (18) - (19)	20	/	/	/	/		/

別表十四(五) 平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十四（五）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第63条第2項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡について同項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額及び個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当該リース譲渡につき、平成20年4月1日前に締結された契約に係る収益の額及び費用の額について法第63条第2項の規定を適用することはできませんのでご注意ください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「リース譲渡の対価の額1」及び「リース譲渡の原価の額2」には、当期においてリース取引によるリース資産の引渡しを行った場合に、法第63条第2項の対価の額及び令第124条第3項（リース譲渡に係る延払基準の方法）の原価の額を記載します。

4 「収益の額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「利息相当額の前期からの繰越額4」又は「元本相当額の前期からの繰越額8」には、前期の該当する事業年度又は連結事業年度の「6」又は「10」の金額を記載します。

(2) 「当期に帰せられる利息相当額5」には、令第124条第4項第2号により計算した当期におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額を記載します。

(3) 「利息相当額の翌期への繰越額6」は、リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度が、当期である場合には「3」の金額から「5」の金額を控除した金額を記載し、当期以外である場合には「4」の金額から「5」の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「当期に帰せられる元本相当額9」には、令第124条第4項第1号により計算した金額を記載し

ます。

(5) 「元本相当額の翌期への繰越額10」は、リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度が、当期である場合には「7」の金額から「9」の金額を控除した金額を記載し、当期以外である場合には「8」の金額から「9」の金額を控除した金額を記載します。

(6) 「益金算入不足（超過）額13」の金額は、別表四の「加算」の空欄に「リース譲渡収益額の益金算入不足額」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。

なお、「13」の金額がマイナスである場合には、別表四の「減算」の空欄に「リース譲渡収益額の益金算入超過額」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。

5 「費用の額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「原価の額の前期からの繰越額15」は、前期の該当する事業年度又は連結事業年度の「17」の金額を記載します。

(2) 「当期に帰せられる原価の額16」には、令第124条第4項第3号の規定により計算した金額を記載します。

(3) 「原価の額の翌期への繰越額17」には、リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度が、当期である場合には「14」の金額から「16」の金額を控除した金額を記載し、当期以外である場合には「15」の金額から「16」の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「損金算入不足（超過）額20」の金額は、別表四の「減算」の空欄に「リース譲渡費用額の損金算入不足額」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。

なお、「20」の金額がマイナスである場合には、別表四の「加算」の空欄に「リース譲渡費用額の損金算入超過額」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。